

ベネズエラ・ボリバル共和国 (Bolivarian Republic of Venezuela)

通信

I 監督機関等

国家電気通信委員会 (National Telecommunications Commission : CONATEL)

Tel. : +58 212 909 0599

URL : <http://www.conatel.gob.ve/>

所在地 : Avenida Veracruz, CONATEL-New Headquarters Building-Ground Floor Level, Urbanisation Las Mercedes, Caracas, VENEZUELA

幹部 : William Castillo Bolle (委員長 / Director)

所掌事務

電気通信、放送分野における政策立案及び監督を所掌する。2013年12月に、管轄が副大統領府から通信情報省に移った。主な所掌事務は、料金認可、電気通信事業者間の紛争処理、電気通信事業の振興にかかわる政策の実施などである。

II 法令

2000年電気通信法 (Telecommunications Act)

2000年6月に成立した。同法の規定により同年11月、基本電気通信サービス市場が自由化され、国営のベネズエラ電話会社 (CANTV) による独占が終了した。同法は、事業免許の付与手続、番号ポータビリティの実施及び相互接続政策等に関する規定のほか、ユニバーサル・サービス基金の設立、電気通信市場への外資導入促進等について規定している。

2010年12月には、電気通信・メディア規制を強化する目的で、電気通信法の改正案が国会で承認された。これにより電気通信サービスは「公共サービス」とみなされ、通信規制に関する政府の裁量範囲が拡大された。

III 政策動向

1 免許制度

免許付与の詳細は「2000年電気通信法」第25～33条で定められている。あらゆる電気通信事業者には、サービス提供に際して行政免許を取得し、基本電気通信サービスを提供するための認可を受けることが求められる。行政免許は最長で15年間までの期限を有し、更新可能である。また、ベネズエラに拠点を置く個人

又は法人にのみ付与される。

2 競争促進政策

(1) 相互接続

「相互接続規則」(2004年11月公布)に基づき、固定電話事業者には相互接続が義務付けられている。事業者間の交渉で協定が締結されるか、決着がつかない場合は CONATEL の裁定となる。

(2) 再国有化

2007年1月、ウゴ・チャベス前大統領は固定通信事業者 CANTV とその移動体通信子会社 Mobilnet の再国有化を決定し、2007年2月に米国のベライゾン・コミュニケーションズ (Verizon Communications) が保有している CANTV 株式の買収を行い、2007年4月には CANTV に対する公開買付を実施した。2014年末現在、政府の株式保有比率は約91%まで高まっている。再国有化の背景には、CANTV が収益性の高い北部でのみ事業を展開し、収益性の低い南部での事業をおろそかにしていたことがあり、政府は CANTV の再国有化後、全国のカバレッジ拡大と通信料金引下げを進めている。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

「2000年電気通信法」の第5章通信分野の開発(49~68条)において、ユニバーサル・サービスを以下の5項目で定義し、CONATEL にその確保・監視義務を課している。

- ・ 固定電話で国内・国際通話を介し、音声・データが送受信できること
- ・ 電話帳へ登録・記載される権利、及び個人情報を守られる権利
- ・ 全国均一に公衆電話サービスが確保されること
- ・ インターネットを介し、世界と情報のやり取りができること
- ・ 身体障がい者が健常者同様に電気通信サービスを利用できること

ユニバーサル・サービス基金への拠出は、移動体通信事業者を含む全電気通信事業者に課されており、拠出率は年間売上高の1%と規定している。これ以外にも全電気通信事業者は、通信税(2.3%)、CONATEL への特別寄付金(0.5%)、研究・開発基金(0.5%)、周波数管理料(0.5%)を納めることが義務付けられている。

基金の一部は、2007~2009年の固定回線敷設プロジェクト(スリア、タチラ、メリダ、トルヒーヨ州を対象に約78万回線を敷設)、現在進行中の CANTV による光ファイバ網全国整備プロジェクトに活用されている。

(2) 固定電話サービスの普及政策

政府は、住民数が500人以上の村落すべてに固定電話サービスを提供することを目標に掲げている。2000年11月に通信基盤未整備地域に音声サービスを普及

させる目的で、450MHz帯を使用した固定無線アクセス（FWA）システムの導入を計画し、15社（MillicomやDigitelなど）に対して免許を付与した。しかし、政府の意図したとおりには基盤整備が進展せず、周波数が有効に活用されていない状況を受け、政府は2006年5月にモビスター（Movistar）やEntel、Genesis Telecomなどから周波数を回収している。

また、政府は低所得者も固定電話サービスが利用できるようにとの目的で、CANTVに対し割安のプリペイド料金プラン「Solidarity Tariffs」（通常料金から10%割引）の導入を指示した。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

CONATELが電気通信機器／端末の認証機関であり、基準認証については、「2000年電気通信法」の第141～144条、第153条及び第213条で規則の具体的内容が規定されている。その要点は以下のとおりである。

- ・ 通信機器は、基準認証を受けなければならない。輸入機器については、国際的に認められた認証機関により承認されたものであれば、ベネズエラ国内での新たな認証行為は必要ない。CONATELは、国内及び国外の認証機関を登録すること（第141条）。
- ・ ベネズエラ国産機器についてはCONATELが認証を行う（第142条）。
- ・ CONATELは基準認証のための技術基準の制定、認証機器のリストの作成と更新を行う（第143条）。
- ・ CONATELは、試験を行う費用を回収するため認証にかかわる手数料を決める（第144条）。

V 事業の現状

1 固定電話

固定電話市場は、2000年の通信自由化以降、新規参入が進んだが、2014年末現在もCANTVのほぼ独占状態にあり、同社が市場全体の約89%の加入者シェアを占めている。781万の固定電話加入者のうち、約53%がFWAサービスに加入している。このほかにもVoIP加入者が約32万人いる。

2008年10月に政府が導入を指示した低所得者向けの格安プリペイド固定電話サービスが加入者数を伸ばしており、全体の約59%を占めている。

主な事業者は、CANTV、モビスター（旧Telcel）、Digitelと、ケーブル事業者のIntercableとNetUnoなどである。アメリカ・モバイル（America Movil）は子会社のGenesis Telecomを通じてFWAサービスを提供していたが、ベネズエラの経済情勢の悪化により2009年3月に同国から撤退した。

このほかに、第 2 の国営通信事業者である Telecom Venezuela が全国に光ファイバ・バックボーン（総長 1 万 2,000km）を整備し、CANTV がサービスを提供していない農村地域向けに電話サービスを提供している。

2 移動体通信

移動体通信市場は、Movilnet、モビスター、Digitel の寡占状態にあり、2015 年 6 月現在、各社はそれぞれ 49.1%、31.3%、19.6% のシェアを獲得している。プリペイド加入者が全体の約 93% を占めている。

同市場には過去にテレコム・イタリアやベライゾン・ワイヤレスなどの外国企業が事業展開していたが、ベネズエラの政情不安等の理由から資産を売却し、同国から撤退している。同国の移動体通信市場に残った外国資本は、モビスターの親会社であるテレフォニカ（Telefonica）のみである。テレコム・イタリアは Digitel 株式をベネズエラのコングロマリットである Cisneros Group 傘下の Televenco に売却した。ベライゾンは、チャベス前大統領の再国有化政策に伴い、2007 年に Movilnet の親会社である CANTV の株式を手放している。

4G（LTE）サービスは、Digitel が 2013 年 7 月、モビスターが 2015 年 2 月にそれぞれ商用化を実現しており、両社とも 2015 年内には人口密度の高い上位 20 都市圏にサービスエリアを拡大する計画である。2014 年 12 月には、4G 向け周波数オークションでディレク TV（DirecTV）が 2.5/2.6GHz 帯の周波数免許を落札し、移動体通信市場に新規参入する予定であったが、当面はモバイルデータ通信サービスを提供する計画を明らかにした。

3 インターネット

国営通信企業 2 社（CANTV、Telecom Venezuela）の固定及び無線回線の整備が進展しており、また低所得者向けプリペイド・サービスが導入されたこともあり、ブロードバンドの普及は拡大している。

CONATEL の統計によると、2014 年末現在、約 244 万の固定ブロードバンド加入者がおり、そのうち DSL が約 85%、ケーブルモデムが約 14% を占めた。光ファイバと WiMAX の加入者は 1% に満たない。スマートフォンの普及とともにモバイル・ブロードバンドの利用が拡大しており、約 102 万の加入者がいる。

2015 年 6 月現在の事業者別の加入者シェアは、最大手 CANTV が 83.2% の加入者シェアを占めている。CANTV は ADSL/ADSL2+ブロードバンド・サービスで同市場をリードしているが、最近では光回線網の拡張に力を入れている。同社は、光ファイバ網全国整備プロジェクト「National Transportation Network」に基づき、総長 1 万 6,000km の光ファイバを整備する計画である。

CANTV の競合事業者としてはケーブル事業者の Intercable が 11.6% のシェアを獲得しており、そのほかに NetUno、Omnivision 傘下の Movilmax が続く。WiMAX プロバイダの Movilmax は加入者数の伸び悩みから WiMAX 事業から撤

退し、TD-LTE への移行を明らかにしている。また、ディレク TV も 2015 年内の TD-LTE モバイル・ブロードバンドの商用化を計画している。

VI 運営体

1 ベネズエラ電話会社 (CANTV)

Tel. : +58 212 500 4255

URL : <http://www.cantv.com.ve/>

住所 : Avenia Libertador, Sector Guaicaipuro, Caracas 1010, VENEZUELA

幹部 : Manuel Fernández (社長 / President)

概要

国内最大の総合電気通信事業者で、固定電話、FWA、移動体通信（ブランド名「Movilnet」）、インターネット、地上放送、有料放送サービスを提供し、各市場で高い占有率を獲得している。再国有化以降は、政府の意向を受け入れ、固定電話、インターネット、有料放送サービスの全国への普及を推進。また、政府が推進するコンピュータ教育プロジェクト「Canaima Education Project」の一環として 390 万台のラップトップ・コンピュータを無料提供しているほか、「Infocentros」と呼ばれるテレセンターを農村地域に 900 か所開設している。

CANTV 株式の約 84%を大学教育科学技術省が、約 6%をベネズエラ経済開発銀行 (Bandes) が保有している。

2 モビスター (Movistar)

Tel. : +58 212 200 9832

URL : <http://www.movistar.com.ve/>

住所 : Avd Francisco Miranda, Edificio Parque Cristal, Torre Oeste, Piso 14, Caracas 1062, VENEZUELA

幹部 : Pedro Cortez (社長 / Presidente)

概要

スペインの通信大手テレフォニカの完全子会社。2004 年 10 月にテレフォニカが米国のベルサウス (Bellsouth) から移動体通信事業を買収したことで、テレフォニカ・グループの傘下に入った。移動体通信事業のほか、FWA、有料放送事業などを展開している。

放送

I 監督機関等

国家電気通信委員会 (CONATEL)

(通信 / I の項参照)

II 法令

1 2000 年電気通信法

放送分野の基本法令は、「2000 年電気通信法」である。同法にはコンテンツ規制に関する規定（第 208 条、第 209 条）があり、事実上検閲と同等であるとして放送関係者から懸念が示されている。

2 ラジオ及びテレビの社会的責任を定めた法令 (Law on Social Responsibility on Radio and Television : Resorte law)

2004 年 12 月に成立し、コンテンツ規制の枠組みが定められた。2010 年 12 月には、同法の改正案が国会で承認され、新聞や放送などを対象に設けられてきたコンテンツ規制がインターネットにも適用されることになった。

III 政策動向

1 コンテンツ規制

「ラジオ及びテレビの社会的責任を定めた法令」に基づき、以下のようにコンテンツ規制を実施している。

- ・ 第 4 条「言語規定」: 放送は音楽番組や他言語による表現が一般化した専門用語を用いる番組を除き、スペイン語で行われなくてはならない。
- ・ 第 6 条「番組の内容と放送時間規定」: 健康、性、暴力に関する表現をそれぞれ 5 区分 (A~E 分類) し、時間帯別 (三つに分類) に放送内容を特定。
- ・ 第 8 条「広告規制」: 60 分の放送で、広告は合計で 15 分 (最大 5 分割) を超えてはならない。たばこ、酒及び専門職種の広告は禁止。
- ・ 第 10 条「政府番組の無料放送義務」: 放送事業者は週当たり 70 分の政府番組 (文化、教育、情報等) を無料で放送する義務がある。
- ・ 第 14 条「コンテンツ規制」: 1 日当たり最低 3 時間は文化・教育・情報番組を放送しなくてはならない。また、1 日当たり最低 3 時間は国内制作番組を放送し、うち 1 時間は国内資本による出資だけで制作された番組の放送でなければならない。

2 地上デジタル放送

2009 年 10 月、ベネズエラ政府と日本政府間で、ISDB-T 採用に関する覚書が

調印され、2013年2月19日付け官報でISDB-T採用が正式に決定した。2013年2月には国営放送Venezolana de Television (VTV)が試験放送を実施し、現在は国内の13都市、10のテレビ局(VTV、Vive TV、123TV、Venevision、Tves、Colombeia、Meridiano TV、Telesur、Televen、Antv)が試験放送を行っている。

ベネズエラ政府は、地デジ放送対応のセットトップボックス(STB)の開発を含め、地デジ放送の本格的導入についてアルゼンチン政府との連携を深めており、2012年3月に両政府はアルゼンチン製のSTBをベネズエラ国内に輸入することに合意した。2014年現在、地上デジタル放送のカバレッジは60%に達しており、政府は無料でSTBを配布している。アナログ放送の停波は2020年を予定している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

国営ラジオ放送はRadio Nacional de Venezuelaが実施している。このほかに大学・教育放送の数局のほか、約240局の商業放送局がある。

2 テレビ

地上テレビは、国営放送のVenezolana de Television (VTV)とTelevisora Venezolana Social (TVES)、商業放送のVenevisionとTeleven、Globovisionが全国向けの放送を実施している。

ベネズエラのテレビ番組は、テレノベラ(メロドラマに類似した連続ドラマ)を中心とした番組制作に力を入れており、これらの番組は世界各国に輸出されている。

3 衛星放送

DTHサービスは、ディレクTV、CANTV、モビスター、Intercableにより提供されており、競争は激化している。2014年末現在、DTV加入世帯は305万を超えており、そのうちディレクTVが約181万、CANTVが約77万、モビスターが約47万を獲得している。最大手ディレクTVは2014年5月に米国の通信大手AT&Tに買収されることが発表され、2015年7月に買収が完了した。

4 ケーブルテレビ

ベネズエラの有料放送市場は、低所得者向けに提供されている低廉な料金プランが好調で加入者を伸ばしており、今後も成長が期待されている。2014年末現在、有料放送加入世帯数は465万、普及率は約64%となっている。

ケーブルテレビは、最大手Intercableが主要107都市でデジタルケーブル・サービスを提供し、約70万の加入者を得ている。これ以外に、Net UnoやSupercableがサービスを提供している。

V 運営体

Venezolana de Television (VTV)

URL : <http://www.vtv.gob.ve/>

幹部 : Yuri Pimentel (社長 / President)

概要

大統領府に属する国営放送で、1952年に放送を開始した。主要財源は政府交付金である。全国に26の支局があるが、視聴シェアは1.7%と商業放送にはるかに及ばない。

電波

I 監督機関等

国家電気通信委員会 (CONATEL)

(通信 / I の項参照)

所掌事務

電気通信事業及び放送事業にかかわる規制を行う。「2000年電気通信法」第37条において、自由化政策を推進するために、31項目の所掌事務が規定されている。無線通信機器の認証及び周波数管理を所掌している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「2000年電気通信法」の規定により、CONATELが電波監理を所掌する。

2 無線局免許制度

「2000年電気通信法」第7条において、電波は公共財と規定され、その使用に際しては免許が必要であることが規定されている。

また、「2000年電気通信法」第73条において、無線周波数の利用免許はCONATELにより免許人に対し認可又は更新されるほか、無線周波数を利用する権利は譲渡することができないと規定されている。

更に同75条において、以下の場合、免許は免除できると規定している。

- ・ ポイント・ツー・ポイント・リンクの使用で使用期間が連続して3日を超えない場合
- ・ 新技術装置のパイロット試験で、周波数の利用が連続して3か月を超えない場合
- ・ アマチュア無線

- ・ 本法律に準拠して、免許不要機器を利用する場合

3 周波数割当制度

「2000年電気通信法」第76条において、電波の利用を含む通信事業を行う場合には、公開入札若しくは直接認可の手続を通して CONATEL の免許を事前に得る必要があると規定されている。また、第84～106条に公開入札及び直接認可の手続が示されている。第85条で、オークションは周波数帯域の価値が高く、多くのユーザへのサービスに供される場合に適用されると規定されている。一方、第106条には直接認可のケースが示されており、テレビ及びラジオ放送への免許交付は、直接認可で行われると規定されている。

同74条は、CONATEL が周波数の割当てを以下の場合に変更することができるとしている。

- ・ 国家の安全保障にかかわる場合
- ・ 新技術及び新サービスを導入する場合
- ・ 干渉問題を解決する必要がある場合
- ・ 国家周波数分配表（National Frequency Allocation Chart : CUNABAF）の修正に合致する場合

なお、2013年12月から AWS（1.7/2.1GHz）帯及び 2.6GHz 帯を対象とする 4G 用周波数オークションが検討され、2014年8月から9月にオークションが実施された。Movilnet とモビスターの2社が 1.7/2.1GHz と 2500-2690MHz の両方の周波数帯域を、ディレク TV（同社の子会社である Galaxy Entertainment を通じて入札）が 2500-2690MHz 帯の周波数をそれぞれ獲得し、入札総額は 46 億 VEF であった。3社が 2014年12月に 4G-LTE の免許を取得した結果、既に LTE サービスを提供している Digitel に加え、合計4社が LTE サービスを展開することとなった。

4 電波の安全性に関する基準

2005年に「行政命令第581号」を制定し、国際非電離放射線防護委員会（International Commission on Non-Ionizing Radiation Protection : ICNIRP）のガイドラインを採用している。

行政命令の URL :

<http://www.conatel.gob.ve/providencia-administrativa-581-condiciones-de-seguridad-ante-las-emisiones-de-radiofrecuencia-producidas-por-estaciones-radioelectricas-fijas/>

Ⅲ 周波数分配状況

「2000年電気通信法」第71条に基づき、CONATEL は、国家周波数分配表を策定する。最新版については、2011年8月に発行している。

周波数分配表 URL :

<http://www.conatel.gob.ve/providencia-administrativa-1880-cuadro-nacional-de-atribucion-de-bandas-de-frecuencia/>